

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第3114号)

令和6年9月19日

横情審答申第3114号

令和6年9月19日

横浜市長 山中竹春様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松村雅生

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

令和4年3月7日こ北児第2174号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

- 「1 令和3年4月23日付けこ北児第103号「個人情報開示決定通知書」の発送が遅延した報告や理由を記載している行政文書
- 2 令和3年5月21日付けこ北児第268号「一部開示決定通知書」及び「非開示決定通知書」が開示期限を遅延して施行された報告や理由を記載している行政文書
- 3 令和3年5月21日付けこ北児第270号「一部開示決定通知書」が開示期限を遅延して施行された報告や理由を記載している行政文書」の非開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「1 令和3年4月23日付けこ北児第103号「個人情報開示決定通知書」の発送が遅延した報告や理由を記載している行政文書

2 令和3年5月21日付けこ北児第268号「一部開示決定通知書」及び「非開示決定通知書」が開示期限を遅延して施行された報告や理由を記載している行政文書

3 令和3年5月21日付けこ北児第270号「一部開示決定通知書」が開示期限を遅延して施行された報告や理由を記載している行政文書」を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、上記1記載の行政文書（以下「本件審査請求文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和4年1月5日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。）による改正前のもの。以下「旧条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 令和3年4月23日付けこ北児第103号「個人情報開示決定通知書」（以下「文書1」という。）を発送するまでに要した時間は、通常の事務に要するものであり、遅延したとは判断していないため、本件審査請求文書は作成も取得もしておらず、保有していない。
- (2) 令和3年5月21日付けこ北児第268号「一部開示決定通知書」及び「非開示決定通知書」（以下「文書2」という。）並びに同日付けこ北児第270号「一部開示決定通知書」（以下「文書3」という。）については、旧条例第11条に規定する期限

(以下「決定期限」という。)内に決定を行い、その後遅滞なく発送したため、遅延したとは判断していない。そのため、本件審査請求文書は作成も取得もしておらず、保有していない。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件審査請求文書の開示を求める。
- (2) 文書1は、決定期限が4月23日となっていたところ、4月21日に決裁が終了していたにもかかわらず、7日後の4月28日に発送されていた。これは事務処理ミスであり、総務局コンプライアンス推進室(以下「コンプライアンス推進室」という。)への報告事案である。報告が適正に行われていれば、行政文書は存在しているはずである。
- (3) 文書2及び文書3は、いずれも5月19日が決定期限とされていたが、同日に決裁が終了し、5月21日に施行されていた。これらの通知書は、決定期限までに施行されていないため、決定期限を延長する必要があったが、なされていない。旧条例に定める要件に違反する事務処理ミスであり、コンプライアンス推進室への報告事案である。報告が適正に行われていれば、行政文書は存在しているはずである。

5 審査会の判断

- (1) 答申に当たっての適用条例について

一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

- (2) 児童相談所に係る事務について

児童相談所は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づき同法第1条に規定する児童福祉の理念を実現し、児童の基本的権利を保障するため、都道府県及び指定都市に設置が義務付けられている行政機関である。その業務は「相談援助活動」と総称され、しつけや不登校等の児童育成上の様々な問題について相談に応

じている。

(3) 本件審査請求文書は、次の3つと考えられる。

ア 文書1の発送が遅延した報告や理由を記載している行政文書

イ 文書2が決定期限を遅延して施行した報告や理由を記載している行政文書

ウ 文書3が決定期限を遅延して施行した報告や理由を記載している行政文書

(4) 本件審査請求文書の不存在について

ア 文書1について

審査請求人の主張は、文書1の発送が決裁日の7日後になったことは事務処理ミスに該当するので、報告した行政文書が存在するはず、というものである。

実施機関に確認したところ、他の業務との兼ね合いから決裁日の5開庁日後に発送したものであり、事務処理ミスには当たらないため、文書は作成していないとのことであった。

そこでこの点について検討するに、決定期限が開示決定等をするべき期限であることは文言上も明らかであるし、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例の解釈・運用の手引」（以下「手引」という。）によれば、実施機関には、決定後遅滞なく開示決定通知書等を請求者に送付することが求められている旨が確認できた。

これらのことと、昨今の児童相談所の業務状況を勘案すれば、決裁日の5開庁日後に発送したことをもって、旧条例第11条の趣旨に反するということとはできない。

イ 文書2及び文書3について

審査請求人の主張は、文書2及び文書3が決定期限までに施行されていないことは、旧条例に定める要件に違反し事務処理ミスに該当するので、報告した行政文書が存在するはず、というものである。

実施機関に確認したところ、決定期限までに決定がなされており、事務処理ミスには当たらないため、文書は作成していないとのことであった。

この点についても、条例の文言や手引の記載を踏まえれば、施行日が決定期限の2日後だったことをもって、旧条例第11条の趣旨に反するということとはできない。

ウ したがって、事務処理ミスには当たらないことから本件審査請求文書を作成も保有もしていないという実施機関の説明は、首肯できる。

(5) 審査請求人はその他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(6) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 金井恵里可、委員 藤嶋崇友、委員 山本紗知

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和4年3月7日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和6年7月18日 (第305回第三部会)	・審議
令和6年8月15日 (第306回第三部会)	・審議